



2025年12月10日

各 位

会社名 株式会社オービック  
代表者名 代表取締役 橘 昇一  
(コード番号 4684 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員 三由 光  
電話番号 経営企画室長 03-3245-6510

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年12月10日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年1月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 1,300 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 4,963 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	6,451,900 円
(5) 処 分 予 定 先	当社 執行役員 13 名 1,300 株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年11月6日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員に対する新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本日開催の取締役会において、割当予定先である当社の執行役員 13 名（以下、「割当対象者」といいます。）に対し、金銭報酬債権合計 6,451,900円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、譲渡制限付株式として当社普通株式 1,300 株を割り当てる 것을決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。

本制度の概要等については、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

割当対象者は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産と

して払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年2千株以内とし、その1株当たり払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 割当対象者は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

本日、当社取締役会の決議により、割当対象者13名に対し金銭報酬債権合計6,451,900円（以下「本金錢報酬債権」といいます。）を支給し、割当対象者が本金錢報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限付株式として当社普通株式1,300株を割り当てることといたしました。割当対象者に対する金錢報酬債権の額は、当社の業績、各割当対象者の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。また、本金錢報酬債権は、割当対象者が当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

### 3. 本割当契約の概要

- ① 謾渡制限期間 2026年1月30日から当社及び当社関連会社の取締役、執行役員、従業員のいずれの地位からも退任又は退職するまでの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、割当対象者は割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

- ② 謾渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた割当対象者が、2025年4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社及び関連会社の取締役、執行役員、従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、割当対象者が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間中において上記の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。なお、譲渡制限を解除すべき時点において、譲渡制限付株式の割当てを受けることになる日の属する事業年度終了後3ヶ月を超えていない場合には、当該事業年度の終了から3ヶ月経過後に譲渡制限を解除します。

- ③ 謾渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち本割当契約の概要①の本譲渡制限期間が満了した時点において本割当契約の概要②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

#### ④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。また、譲渡制限を解除すべき時点において、譲渡制限付株式の割当てを受けることになる日の属する事業年度終了後3ヶ月を超えていない場合には、当該組織再編等効力発生日の前営業日をもって、当社は、割当対象者が保有する本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。

#### ⑤ 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、譲渡担保権の設定その他の処分をすることができないよう、割当対象者は当社が予め指定する金融商品取引業者（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

### 4. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年12月9日（当社取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である4,963円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上